



個人と世界と法哲学

人類史と思想史から法哲学の場所へ

恒藤 恭

書肆心水

個人と世界と法哲学 目次

法律とヒューマニズム 9

個人の尊厳——自由の法理との連関から見た個人の尊厳について

世界における法と人間

法の主体 133

哲学と法律学との交渉 159

法哲学の意義と課題 231

法的世界と法的世界観 283

索注
引 303
316

個人と世界と法哲学——人類史と思想史から法哲学の場所へ

凡例

- 一、本書は書肆心水の選定による恒藤恭の論文集である。各論文の初出は左記の通り。
 - ・法律とヒューマニズム——一九四七年『ヒューマニズムと諸文化（ヒューマニズム論1）』みすず書房
 - ・個人の尊厳——一九六三年『尾高朝雄教授追悼論文集 自由の法理』有斐閣
 - ・世界における法と人間——一九四七年『季刊法律学 第1号』有斐閣
 - ・法の主体——一九六〇年『法哲学講座 第5巻（上）』有斐閣
 - ・哲学と法律学との交渉——一九三二年『岩波講座哲学 第5』岩波書店
 - ・法哲学の意義と課題——一九五六年『法哲学講座 第1巻』有斐閣
 - ・法的世界と法的世界観——一九三八年『佐々木博士還暦記念 国家及法律の理論』有斐閣
- 一、底本には著者歿後の論文集である『哲学と法学』『法の精神』『法と道徳』（一九六九年、岩波書店）を使用した。
- 一、底本では表記の現代化（新字体漢字、新仮名遣い表記等）がなされている。収録各論文の底本名は各論文末に記載した。
- 一、注は論文ごとの通し番号で巻末にまとめた。
- 一、新字体漢字、新仮名遣いで表記した。
- 一、現在一般に漢字表記が避けられるものは仮名で表記した。逆に現在では仮名表記がむしろ一般的ではない場合は漢字で表記した（例、いらい→以来、いみ→意味、大てい→大抵）。漢字表記と仮名表記が混在している語の表記統一も多少おこなった。
- 一、送り仮名を現代的に加減したものがある。
- 一、読み仮名ルビを加えたところがある。
- 一、明らかな誤植ないし誤記はそれと指摘することなく訂正した。
- 一、ごく稀に疑問文文末に「？」が使われている場合があるが、それがなくとも疑問文であることが明らかな場合には句点におきかえた。
- 一、本書刊行所による注記は「」で示した。

法律とヒューマニズム

はしがき

今日ふつうに「法律」とか、「法」とかと云う言葉によつて呼ばれているところのものは、どのようなものであるか。それは、「人間の社会生活を秩序づけることに役立ち、人間が社会生活をいとなむ上に追求するさまざまの目的の実現のために寄与するところの規範であり、それを遵守することが公共の立場から強制的に要求されること」を以て、本質とするところのものである。

「法律」という言葉と「法」という言葉とは、同一の意味をもつものとして用いられる場合と、異なる意味をもつものとして使い分けられる場合とがある。一般社会における普通の用語としては、たとえば、「法律学」、「法律家」、「法律制度」、「法律問題」、「法律事件」、「法律顧問」、等々というように、「法律」という言葉がむしろ慣用されているのであるが、専門的用語としては、法の中の特別の種類のものだけを「法律」と称する場合がある。すなわち現行の大日本帝国憲法においては、帝国議会の協賛を経て、天皇が裁可し、かつ公布する法が、特に「法律」とよばれている。(改正憲法では、国会が法律案を議決し、天皇が国会の制定した法律を公布することとされており、天皇の裁可を要せぬこととなつてゐる)。しかしながら、専門的な用語としても、かような意味における法律が必ず「法律」とよばれるわけではなく、たとえば「衆議院議員選挙法」とか、「刑法」とか、「民事訴訟法」とかというように、「法」とよばれる場合もある。それで、以下においては、「法律」という言葉と「法」という言葉とは同一の意味をもつものとして用いることとするが、一般の用語法にしたがつて、むしろ「法律」という言葉を用いるのを原則とするであろう。

はじめに、以下の論述の要領を述べると、ヒューマニズムの思想またはヒューマニズムの精神は、従来の法律生活にとって、どのような意義をもち、どのような影響をあたえて来たかということを考察した後、今後の

法律生活にとって、それらが如何なる意義をもつべきであるか、如何なる影響をあたえるべきであるかということを、考察して見たいと思うのである。ただし、まず主として西洋諸国における法律生活について考察した上で、次にわが国における法律生活について考察することとしたい。なお、「法律生活」というのは、「政治生活」、「経済生活」、「宗教生活」、「芸術生活」、等々というのとおなじように、人間の社会生活の一部面を指すのであって、直接に法律と関係のある限りにおいての社会生活を指すものに他ならない。だから、現実には社会生活の他の諸部面と有機的に連関して統一的全体をかたちづくっているところのものを、思想上、他の諸部面から区別して「法律生活」とよび、かつそれについて種々の考察を加えるわけである。

「ヒューマニズム」という言葉は、一般的な、広い意味において用いられる場合と、局限された、狭い意味において用いられる場合とがある。すなわち、西洋史の上で、ある定まった時代に現われたある種の思想傾向ならびに文化運動を指して、「ヒューマニズム」という場合と、そのような時間的および場所的限定を超えて、もつと時間的にも、場所的にも、普遍的にあらわれうるところのある種の思想なり、精神なりを指して、「ヒューマニズム」という場合とがある。「法律とヒューマニズム」というこの篇の題目にいわゆる「ヒューマニズム」とは、右に区別した第二の意味のヒューマニズムを指すのであるが、一応、第一の意味におけるヒューマニズムについて簡単な説明をあたえることからして、考察を進めて行くこととする。

西洋の歴史においていわゆる中世の終りに近い十四、五世紀のころに、まずイタリアにおいて詩人のペトラルカやボッカチオなどによつて喚び起されて、イタリアにおけるルネッサンスの運動のいとぐちを開き、次いで、オランダの学者エラスムス、ドイツの学者ロイヒリント、イギリスの思想家トマス・モーアなどによつて、

アルプスのかなたの北方の国々で展開された文化的・思想的運動が、元来、「ヒューマニズム」とよばれ、かような運動において活躍した人々が「ヒューマニスト」とよばれたのである。それでは、これらの人々が「ヒューマニズム」とよばれるのは、何のためであるか、というと、それはかれらの主張や、かれらの生活態度やを通じて、「ヒューマニティ」、すなわち「人間性」を重んずる傾向が一様に見出されるからに他ならない。これらの人々は中世の終りのころに生きていた人々であるが、中世ヨーロッパの社会の人々は、おしなべて、いかなる生活上の事柄を考えるにづけても、超人間的なもの、言いかえると、人間を超越した絶対者、すなわち全智全能の神と結びつけて考え、そのような考え方たにしたがつて生活していた、と言われている。かような考え方たにしたがつて生活することの外には、有意義な生活のしかた、真に生きるに値する人間の生きかたは決してあり得ないというのは、ローマ法皇の主宰するカトリック教会の教理であつて、中世ヨーロッパの社会においては、各国の君主や封建的領主やをはじめとして、すべての階級の人々が、こうしたカトリック教会の教えを絶対的真理としてかたく信じ、そのような教えにしたがつて、信者としての敬虔な生涯をおくることにより、やがてこの世の終りを告げた後に来るべきときの世において永遠のいのちをたもち、不滅のたましいとして淨福にみちた生を生きることを念願としたのであつた。だから、そのような中世社会の人々の考え方たや、あらかたとは全く違つて、「人間性」、すなわち人間をして人間たらしめるところのもの、人間における本質的なものを重んじ、かような考え方たにしたがつて生きようとする、言いかえると、人間が人間たることに十分なる自信と誇りをもちながら、飽くまでも人間性を發揮することに努力しつゝ生きようとする態度をともに肯定し、主張したヒューマニストたちは、その時代としては、よほど斬新な、革命的な思想の持ち主であった、と言わざるをえない。

かような思想に根ざして起つたヒューマニズムの運動は、輝かしいルネッサンスの運動の端緒をあたえ、さ

らに力強い宗教改革運動のための素地を造つたのであり、文芸復興運動にせよ、宗教改革運動にせよ、いずれも根本においてヒューマニティを重んずる思想または精神に立脚するものであつたことは、明白な歴史的事実である。ところで、かたよつた窮屈な中世思想から社会一般の人々の意識を解放して、人間性の自由な發揮による新しい文化の形成にみちびき、中世風の封建的社會組織に代る近代的社會組織の建設をもたらした歴史的發展の過程は、中世の末期から次第に頭をもたげて、徐々に成長して行つた資本主義經濟を基底的な流れとするものであり、この基底的な流れの勢いがいよいよ力を増大してみなぎり渡るにつれて、十八世紀から十九世紀へと、近代社会ならびに近代文化は明瞭にそのすがたをあらわし、逞ましい發展のしかたを示したのであつた。それで、十四、五世紀のころ、中世から近代への転換の時期に展開されたヒューマニズムの運動、ならびにそれに刺激されて起つた革新的諸運動は、一応その時期において歴史的役割を果たして、歴史の表面からすがたを没したのであるけれど、ヒューマニズムの運動の推進力であつたところの人間性を尊重する思想や精神は、その後も引きつづいて生き残り、それに対して頑固に抵抗するさまざまの障礙物と絶えずたたかしながら、諸々の国々のさまざまの時代において、社会生活の多様なる分野における進歩的・革新的努力をよび起し、推し進めて行く原動力としてはたらいたのであつた。かような事情にもとづいて、まことに述べたように、中世の終りのころにあらわれた思想的・文化的運動の名称として「ヒューマニズム」という言葉を用いるほかに、もつと一般的に、およそ人間をして人間たらしめるところのものとしての人間性を尊重する思想や精神を指して「ヒューマニズム」とよぶこととなつたのである。かような意味におけるヒューマニズムの思想や精神は、現代においてもなお十分に存在理由をもつてゐるのであって、現代に生きるわれわれにとっても、ヒューマニズムの思想や精神は依然としてさまざまの方向における革新的運動または進歩的努力を制約し、推進する力をそなえている、と考えられるのである。

「法律とヒューマニズム」という場合にいわゆる「ヒューマニズム」とは何を意味するかということについて、前節で一通り説明したところからして、ヒューマニズムの思想や精神が法律生活にとつて深いかかわりのあるものに相違ないということが、おのずと推察されるであろう。

いま、「法律は人間のために在るのか、それとも、人間は法律のために在るのか」という問いを立てるならば、おそらく大抵の人は、「もちろん人間のために法律が在るのであって、法律のために人間が在るのではない」と答えるであろう。如何にもその通りであつて、法律は人間が人間として生きて行くために役立つべきものとして、人間社会に存在するのである。かような至つて当然な事理からして考えるときは、人間をして人間たらしめるところのもの、すなわち人間性を尊重するヒューマニズムの精神は、いかなる時代のいかなる社会においても、法律生活を制約し、支配すべきはずであるけれど、現実の社会について見ると、この当然至極な事理が必ずしも事実としてあらわれていないのである。かえって極めて古い時代から永い年代のあいだ到る処の人間社会において、ヒューマニズムの精神に矛盾するような法律や法律制度が行われていたのであって、そのためには、どの社会においても多くの人々が人間らしいありかたにおいて生きていくことができなかつたり、人間らしい生活をいとなむ上に多大のさまたげと困難とに取りかこまれていたというのが、社会史や、法律史の語る事実たるのである。

いったい、法律はどのようなしかたで人間社会に現われるに至つたかというと、社会がきわめて原始的な状態にあつたころには、おそらく人口も少数であり、社会生活の形態も至つて簡単なものであつて、社会の成員たちの生活を秩序づける規範らしいものもほとんど存在していなかつたものと推測されるのであるが、いくら

個人の尊厳

——自由の法理との連関から見た個人の尊厳について

「個人の尊厳」という表現は、「人格の尊厳」という表現に酷似している。特に注意しない人は、おそらくこれらの一いつつの表現のあいだに存する相違を看過するのではなかろうか。もとより、個人の尊厳と人格の尊厳とは密接につながり合うものであるけれど、二者のあいだには本質的相違が存することを否定しえないとおもう。かように、人格の尊厳とは本質的に異なるものとしての個人の尊厳について考察したうえで、それが自由の法理の根源である点を指示する、というのが、この稿の意図するところである。

一 個人の尊厳の法的確認

個人の尊厳をみとめて、これを擁護することに努力すべきであると主張する思想、言いかえると、人間の個人としての存在の意義を重く見る思想が、実定法の上で明瞭にあらわれるに至ったのは、私の知っている限りでは、第二次世界大戦が終結した頃からのことである。すなわち、一九四五年六月二十五日に調印された国際連合憲章の前文には、「われら連合国の人々は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の慘害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値（the dignity and worth of the human person）と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、……」と述べられている。

また、一九四八年十二月十日の国連第三回総会において採択された世界人権宣言は、国連憲章とはちがつて、眞の法的拘束力を欠くものではあるが、その前文は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎があるので、……」とい

う文句をもつてはじまり、「国際連合の諸国民は、基本的人権、人身の尊厳及び価値並びに男女の同権に関するその信念を憲章において再び確認し、……」と述べた後、「すべて人間は、生れながら自由で、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもつて互に行動しなければならない」という第一条の規定をはじめ、三十カ条にわたる規定において、個人の尊厳を重んずる思想をきわめて明瞭にあらわしている。

国連憲章が発効して、国連が成立したのは、一九四五年十月二十四日であるが、それから間もなくロンドンで開かれた国際会議で十一月十六日に調印された国際連合教育科学文化機関（UNESCO）憲章のなかには、「文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもつて果さなければならない神聖な義務である」と述べられている。

国連が発足してから約一カ年を経て、一九四六年十一月三日に公布された日本国憲法の第十三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定しており、さらに、その翌年、すなわち一九四七年三月三十一日に公布され、かつ施行された教育基本法の前文のなかには、「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と述べられており、その第一条は、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の尊厳をたゞとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わねなければならない」と規定している。一九四五年五月八日に、ドイツ軍が無条件降伏をしてから四カ年を経過して、一九四九年五月二十三日に公布されたドイツ連邦共和国基本法、すなわちいわゆるボン憲法の第一条は、「人間の尊厳は不可侵である。（Die

Würde des Menschen ist unantastbar.)」これを尊重し、かつ、保護する」とは、すべての国家権力の義務である」と規定している。

法的自由を保障する法体制が法の世界のなかに出現したのは、十九世紀に入つて近代法が成立するに至つてからであるが、近代法の成長の思想的萌芽は、アメリカおよびフランスにおいてあらわれた。まずヴァージニア権利章典の第一項は、「すべての人間は天性からして等しく自由かつ独立 (by nature free and independent) であり、一定の生来の権利を持つている。……」と規定しており、次に、アメリカ十三州の独立宣言のなかには、「自明の真理として、すべての人間が平等に創られ、創造者によつて一定の不可譲渡の権利を賦与されていること、それらのなかに生命、自由および幸福追求があくままれてゐることを信ずる」と述べている。また、フランスの人間および市民の権利の宣言は、その第一条において、「人間は、自由かつ権利において平等なものとして生まれ、かつ生存する。……」と規定している。

これらの事例は、その成長の萌芽において、近代法がすでに自由の理念ならびに平等の理念を重んずる法思想を内含していたことを示すものであるが、その後の成長のプロセスにおいてそうした特色はいよいよ顕著に浮きあがつた。ところで、十九世紀における近代法の成長は、いわゆる自由資本主義の発展に対応しておこなわれたものであり、平等の理念とくらべて自由の理念はより基本的な意義をもつものであつた。もとより、自由の理念は、政治、経済、教育、学問、宗教、等々のさまざまの生活部面における自由を確保する制度が樹立されることによつてはじめて、法的自由として具体化され、自由の法理にとつて指導理念としての意義を獲得するのである。

ところで、さまざまの生活部面にわたつて各人が享有する諸々の自由権に関する法理は、他の諸々の人権に関する法理との連関において統一的に把握されることを要するのであるが、各人が諸々の人権を享有すべきで

世界における法と人間

一 序 説

法律学の基礎的理論を考察する立場は法理学または法律哲学の立場に他ならぬのであるが、法律哲学的考察は世界における法と人間との問題の考察を中心として行われるべきものと言いうるかと思う。「人間は社会的動物である」というアリストテレスの言葉^{*}は、人間の本質の一面を明確にとらえたものとして、人間の本質について考察する人々が、又しては引用する命題であるが、おなじように人間の本質の一面を規定するものとして、「人間は文化的動物である」と言い得るのではなかろうか。そして、これらの二つの命題を綜合して、「人間は社会的・文化的動物である」という命題をつくるならば、人間の本質をより具体的にとらえることができるのであろう。ところで、何ほどか見るに値する文化を産出する段階にまで到達した人間社会、言いかえると、人間が人間らしい生きかたにおいて存在するに至った社会を問題とする限りは、いかなる時代のいかなる社会においても、人間は法による秩序づけに服しながら社会生活をいとなみ、文化活動を行っている、という普遍的・根本的事態が見出される。そこで、「文化の一種としての法によって規制されながら社会生活をいとなむ」ということは、人間の根源的なありかたに属する」という命題が、人間の本質の他の一面を言いあらわすものとして、「人間は社会的・文化的動物である」という命題からみちびき出されうるわけである。

人間は社会的動物であるとか、文化的動物であるとか、というような命題とは違つて、別個の側面から人間の本質をとらえた命題として、「人間は考える葦である」という有名なパスクアルの言葉をあげることができる。この言葉は特に人間の主体的存在者としての性格をはつきりと言いあらわすものであるが、文化を創造する能力という人間の独占する能力は、もとよりそれの持ち主としての人間の存在性格、いいかえると、人間の主体的存在性格と不可分の関係において成り立つものである。また人間は社会的動物と同じようなしかたで社会生

活をいとなむものではない。他の一切の社会的動物はひとえに本能の向かうところに従つて社会集団をかたちづくり、専ら自然的諸条件によつて支配されながら社会生活をいとなむのであるが、これに反して、人間のかたちづくる社会集団は知性をそなえた行為主体を部分として成り立つ全体たるのであり、人間のいとなむ社会生活は、主体的成員相互のあいだにおける社会的交渉を成分として展開することを特色とするものである。自然現象の生起・消滅を制約する因果的必然によつて完全に支配されるというのが動物の本来的なありかたであるとすれば、一面では、自然の因果的必然によつて支配されると同時に、それを超えて行為する自由をもつところの人間は、本来的な意味においては動物たるものではなく、他の一切の動物とは本質的に異なる在りかたにおいて生きる存在者たるものというべきである。さらに、文化とは自然の因果的必然のみにもとづいて産出され能うるものではなく、自然の因果的必然を超えた主体的創造作用が加わることによつてのみ産出され能うものである以上、文化をつくり出す動物というようなものは存在しえないと考えられるであろう。逆説的な言いかたではあるけれど、人間は文化的動物であるとの故に、人間は本来的な意味における動物ではなく、ある意味では動物でありながら、他の意味では動物でないところの独自の性格をそなえた存在者たるのである。

人間相互の交渉関係を規律して法律関係たらしめること、言いかえると、権利をもつ主体と義務をもつ主体との関係たらしめることは、法の本質的機能である。ヘーゲルは、「動物は身体をもつてゐるけれど、生存の権利をもたない、何となれば、動物はそれを意欲しないのであるから」と言つてゐるが、「生存の権利」は、実定法上の権利とはちがつて生存する者が、根源的に具有する基本的権利であり、かかる権利の主体相互のあいだにおいてのみ、一方が他方に対し実定法上の権利を有し、義務を負うということ也可能である。主体性をそなえ、生存権の主体たる人間相互の交渉関係のみが、法の規律を受けるにふさわしい関係たるものと言わねばならぬ。ところで、この場合にいわゆる法は、実定法、すなわち人為にもとづいて成立し、したがつてまた人為にもとづいて変改され又は消滅する規範を意味するのであって、法の成立ならびに存立は人為に依存す

るものである。かような本質をもつものでありながら、ひとたび成立した法的規範は、その法的規範としての存在を持続する限りは、個々の人間の意思を超えて存立しつつ、彼らのありかた又は行動のしかたを規制するのであって、かような意味において、法は客観的存在をたもちながら主体的存在者としての人間と交渉することにより、人間の社会生活を秩序づける機能をいとなみ、以て社会的・歴史的世界をかたちづくる一主要成分としての存在性格をあらわすのである。かくて、法律関係の主体として人間が交渉し合う平面に対して、法的規範はその上方に位する点から、その平面に在る人間と交渉するのであって、人間相互のあいだに成り立つ法律関係ならびに法的規範と法律関係の主体たる人間たちとのあいだに成り立つ制約関係とは、相合して一つの立体的構造をかたちづくるわけである。

右に挙示したのは、法律秩序の構成要素たる、最も単純な法律関係であつて、法律秩序の全体的構造は、そのような要素的法律関係の構造とはちがつて、はるかに複雑なものであるけれど、右にのべたような法律関係の構造の特色を通じて法律秩序の全体的構造についても何ほどか推知することができるであろう。

法と人間との関係というのは、單に個々の法的規範と個々の人間とのあいだに成り立つ関係のみを意味するものではなく、さらに諸々の法的規範によつてかたちづくられる統一的全体としての法律体系と、それによつて秩序づけられるところの統一的全体としての社会集団とのあいだに成り立つ関係をも意味する。人間社会における法の存立は、常に何らかの形態における権力のはたらきをともなうのであって、何らかの程度に権力のはたらきによつて支持されることなしに法が存立を保持することは不可能であるが、いわゆる有史時代に到達してから以後の人間社会について見れば、他のいかなる社会集団にも優越した権力を具有する国家が法の存立に対しても力強い支持をあたえ來たつてゐる。この故に、法と人間との関係について考察しようとする者は必ずや法と国家との関係を問題にせざるを得ないが、法と国家との関係を考察するに当つては、おのずとまた国家と個人との関係を問題とせざるを得ないはずである。さらに、国家と社会とを同一視する態度をとるなら

ばともかく、両者の相違をみとめる態度をとる者は、法と社会、社会と個人、社会と国家との相互関係をもまた視野の外に逸することはゆるされない。加うるに、法と個人と国家と社会との相互関係を統一的観点から考察するということは、これらの四者ならびに各者のあいだに成り立つ相互関係を包容するところの世界に着眼することなくしては、正しいしかたで行われ得ない、という点を特記しなければならぬ。だが、かく言う場合における「世界」とはいかなるもの指すのであろうか。

「世界」という言葉を広義に用いるときは、ひとり現実的存在の世界を意味するだけではなく、意味の世界、数学的対象の世界のごときものをはじめ、宗教的信仰の対象の世界、神話の世界、童話の世界、物語の世界、等々といふように、さまざまの超現実的または非現実的存在の世界をも意味するのであるが、勝義における世界とは現実的存在の世界、いいかえると、現実的世界を指すものと考えられるであろう。

世界における法と人間という場合にいわゆる世界は、もとより現実的存在の世界を意味するのであって、特にその根本性格を鮮明に浮き上がらせる言いあらわしかたとしては「歴史的・社会的現実の世界」という名称をえらぶべきであろう。ただし、「現実の世界」というのと「歴史的・社会的現実の世界」というのとは、まったく同一のものを指すものではなく、前者にくらべて後者は、時間的にも、空間的にも、局限された範囲の世界であるとも考えられる。なぜというに、「歴史的・社会的現実」という場合における「歴史的」とは、人間社会の歴史に関して言われるのであり、「社会的」とは人間のかたちづくる社会に関して言われるのであるが、地球の表面に未だ人間社会の出現していなかつた以前にも、すでに遼遠の過去から現実的存在の世界は成り立つていたのであり、かつ地上における人間の社会生活にとつて真にいささかも現実的な関わりのない、極度に遠く隔たつている空間にまでも現実的存在の世界はひろがつてゐるからである。「世界社会」とか、「世界政治」とか、「世界経済」とか、「世界宗教」とか、「世界主義」とかいうような場合における「世界」という言葉には、そのように、人間社会の立場からして実践的関心の及ぶ範囲に限定して「現実的存在の世界」を考

法
の
主
体

I 「法の主体」と「権利」について

イギリスやアメリカの法学では、「法」を意味する “law” という語と、「権利」を意味する “right” という語とが、使いわけられてくるけれど、フランスやドイツの法学では、『droit』または „Recht“ という語が、「法」と「権利」とを併せ意味するものとして用いられ、したがって、特に「法」を言いあらわすためには、『droit objectif』または „objektives Recht“ という語が用いられ、特に「権利」を言いあらわすためには、『droit subjectif』または „subjektives Recht“ という語が用いられる。我が国の法学上の用語には、イギリスやアメリカの場合とおなじように、「法」という語と「権利」という語との区別が存するけれど、しかし、フランスやドイツの法学の影響をうけて、「法」という語を、「法」および「権利」を漠然と併せ意味するものとして用いる用語例がある程度に見受けられるのであり、「法の主体」という語の場合は、かような用語例に属する。ただし、この場合にいわゆる「法」という語は、いずれかと云えば、「権利」を指すのであり、したがって、「権利の主体」を意味するものとして、「法の主体」という語がもやいられるのが普通である。

英、仏、独などの諸国の法学書には、“subject of rights or person”, „sujet de droit ou personne“, „Rechtssubjekte, Personen“ といふような標題をかかけた章が見出される場合が多い。そして、権利の主体、すなわち人（または人格者）には、自然人 (natural person, personne physique, natürliche Person) と、法人 (legal person, personne juridique, juristische Person) の二種類がある、といふのが述べてあるのが通常である。ただし、一般に「権利には義務が対応する」と考えられ、権利の概念と義務の概念とは相関概念 (correlative concepts) であるとみとめられてるのであって、「権利の主体」という語は「権利および義務の主体」を意味するものとして用いられているのが通常である。

右に述べたところは、国内法、とりわけ民法の教科書において見出されることがらであるが、国際法の教科書の場合には趣を異にする点がある。すなわち、すでに今世紀のはじめの頃に、イギリスの著名な国際法学者オッペンハイムが “The subjects of the law of nations” と題する篇を設けて論述しているのに呼応して、わが国でも、多くの国際法の著述は、特に「国際法の主体」という標題のもとに論述している。^{*1}^{*2} だが、オッペンハイムが、「国際法の主体」と題する篇の各章において、実際には “international persons” について論述しており、また例えば、横田喜三郎教授が、「法律上の主体は法律上の権利義務の主体である」と述べた後に、「国際法の主体は国際法上の権利義務の主体である」と述べていることから知られるように、国際法学者が「法の主体」と言っている場合にも、この語は「権利の主体」（または「権利義務の主体」）という語の同義語として用いられているのである。

「法の主体」という語は、以上に述べたところによつてわかるように、普通には「権利の主体」または「権利義務の主体」を意味するものとして用いられている次第である。ただし、「法の主体」という語と、「権利の主体」という語とは、ニュアンスにおいて相違するところがある。「法の主体」の概念と、「権利の主体」の概念とは、外延の上では一致する、と一応は考えられるであらうけれど、内包の上ではそうではなく、前者は、後者にくらべて、含蓄するところがより多い、と云わざるをえない。いったい、「法の主体」という語も、「権利の主体」という語も、いずれも法典上の用語ではなく、実定法に関する基本概念を言いあらわす語としての性格をもつてゐる。そうであるとすれば、実定法の基本問題について考察する立場においては、「権利の主体」という語よりは、「法の主体」という語をもちいることが一層適当だ、とも言ひえられるであらう。「法の主体」という概念は、「権利の主体」という概念にくらべてより多くの問題性をもつてゐる、と考えられるからである。

一 法の主体の概念

法規範の特色は、個人と個人と、個人と団体と、または団体と団体との交渉関係、すなわち社会学的意義における社会関係を規律することにより、法律関係たらしめる場合において、最も著しくあらわれる所以あるが、法律関係はひつきよう権利・義務の関係である、と認められている。しかも、権利・義務はその持ち主、すなわち権利・義務の主体を前提するものであるから、権利・義務の主体（または法の主体）の概念は、権利・義務の概念とおなじように、実定法に関する基本概念に属する、と考えられるわけである。

「権利」という語はいろいろの意味にもちいられる。「社会関係を規律して、権利関係たらしめることが、法規範の本領である」という命題においては、「権利」という語は、狭義における権利、すなわち、それに対する一定内容の義務が法規範によって定められているような権利を意味する。ところで、右の命題は、時代と社会の差別を超えて法規範一般について主張されているわけであるが、果たしてかのような主張は妥当であろうか。

西洋で発達した法思想が、明治維新の前後にわが国で受け入れられてから後に、『rights』、『droit』、『subjectives Recht』などの外国语の訳語として、「権利」という語がはじめて用いられるに至ったのであって、それまでは「権利」またはそれに該当する邦語は存在せず、したがつて、権利についての明確な概念も存在しなかつた。他の東洋諸国においても、事態は同様であった。実は、西洋諸国の場合でも、権利についての明確な概念が構成されるようになつたのは、近代に至つてからである。さまざまの権利の実効を確保するための整然たる司法制度が早くから発達し、これにともなつて法律学が最初に成長を開始したところの、古代ローマにおいてさえも、いろいろの個別的権利を一般的に言いあらわす「権利」という語は存在していなかつた、と云われている。しかしながら、未だ「権利」という語が用いられておらず、権利についての明確な概念が存在していないような

哲学と法律学との交渉

一 問題の取扱い方について

近代法律学の発展のために多くの貢献をなしたギールケの言葉のように、「あらゆる学問は、その進歩とともに、自己の用いる諸基礎概念を明らかにし、かつ深めていくべき任務を負わされている」。而して、もある学問が、その発展の経過において、つねに一方には自己の前提する諸基礎概念の「明晰さ」を進めていくと同時に、他方には、それと平行して、それらの諸概念の「深み」を加えていくことができたならば、その学問は理想的な発展の過程をたどった、と言われ能うであろう。しかしながら、個々の学問の発達の歴史をしらべて見ると、それがそうした理想的な仕方で行われた場合は、きわめて稀れであって、その発達につれて、ある学問は自己の諸基礎概念の明晰さを進めていくことに偏するし、ある学問は自己の諸基礎概念の深みを加えていくことに偏すると云うのが、普通に見られる事態である。

由来、法律学者は形式主義者であると言い慣わされており、法律学は、その概念の明晰さをもって有名である。法律学の発達の歴史をたずねて見ても、各時代の法律学者は、明晰なる概念の体系をつくることに力をつくした。したがつて、古代ローマに生まれた法律学が、古代から中世へ、中世から近代へと発達するにあたつて、その基礎概念の明晰化は比較的に早くからすすめられていったが、これが深化は平行して行われず、ようやく近代に至つて、自覺的に法律学の諸基礎概念を深化せんとする努力があらわれた。

だが、ここに述べたところは、文字通りに解せられてはならぬ。法律学は、その概念の明晰を以て有名であるという場合に、いわゆる法律学は、主として私法学を指すのであって、他の種類の法律学の中には、右にいわゆる法律学の中に含まれぬものがある、公法学のごときは、その適例である。けだし、公法学は、久しい間、

政治哲学または国家哲学から独立しえず、近代に至ってはじめて私法学に範を求めて自己の方法を開拓することにより、独立の地位を獲得した、したがつて、その諸基礎概念が、深みはもつていても、明晰性において欠けているという状態から、公法学は、たやすく脱出することをえなかつた。

かように、公法学の方面におけると、私法学の方面におけるとで、事情は同じくないにもせよ、法律学の発達とともに、その諸基礎概念は次第に明晰さと深みとを加えていった。そのさい（他の諸科学におけると同様に）、法律学は、哲学の側からの啓発と援助とを被るところが多大であつたが、しかも、単に基基礎概念の深化についてのみ哲学にたよつたと云うのではなく、また、その反対でもなかつた。いずれの方向においても、哲学は法律学の需要にこたえようとしたのであるが、そうした仕方で法律学と交渉するにつけて、哲学自身もまた、法律学的思惟から影響を受けるところがあつたのであり、例えは、法律学的思惟の諸範疇が、かたちを変えて哲学的理論の中にあらわれていたりする。

右に述べた事柄からして知られるように、「哲学と法律学との交渉」の問題は、(a)「法律学は、哲学に対してもいかなる仕方で交渉するか」の問題を意味するものとも解せられうべく、また(b)「哲学は、法律学に対してもいかなる仕方で交渉するか」の問題を意味するものとも解せられるであろうが、この稿においては、考察の重点を問題(b)に置くこととした。問題(a)、すなわち「法律学的思惟は、哲学的思惟に対してもいかなる交渉をもつか」という問題が閑却されてよいものとは考えられず、問題(b)と、問題(a)とを、併せ考察することが、「哲学と法律学との交渉」の問題を周到に取扱う仕方であるに相違ないけれど、問題(a)は問題(b)に比して重要性において劣っていることでもあり、指定された頁数の制限をも顧慮して、問題(b)の考察を主眼とする次第である。かような方針により、「哲学と法律学との交渉を問題とするにあたつて、この場合にいわゆる「法律学」とは何を指すかと云うことが、直ちに問題となる。なぜと云うに、「法律学」という名称は、現在の学界において、同一の意味を付して使用されていないからである。すなわち、広義において法律学 (Rechtswissenschaft) とい

う場合には、法律解釈学 (Jurisprudenz, Rechtsdogmatik) とか、法史学 (Rechtsgeschichte) とか、法社会学 (Soziologie des Rechts) とか、一般法学 (allgemeine Rechtslehre) とか、法律政策学 (Rechtspolitik) とか、比較法学 (vergleichende Rechtswissenschaft) とか、Herrnたよな、法律に関する種々の学が、この語によって指示されるのであるが、これらの学の中で、その発達の歴史が独り甚だ古く、かつ世間的にその研究が特別に重んぜられているといふのが、特に法律解釈学（または解釈的法律学）が代表的なもの、または典型的なものとみとめられている。そこで、狭義における、または固有の意義における法律学とは、法律解釈学（または解釈的法律学）を指示するものとなす」とが、現在の学界においての慣わしとなつてゐる。

「哲学と法律学との交渉」を問題とするにあたり、「応」の慣わしを尊重して、主として哲学と法律解釈学との交渉の問題を考察することとした。そして、以下の叙述において、しばしば「法律学」という語を「法律解釈学」の意味において使用するであろうと云ふことについて、読者の諒解を願つておくのであるが、かよう 「法律学」という語を二義的に使用する」とから生ずる語義の曖昧を防ぐことには、なるべく意を用いるつもりである。

ところで、一般に法または法律といつても、民法、商法、刑法、訴訟法、憲法、行政法、国際法、等々と云う」とく、種々の特殊的な法または法律がその中に包含されるると平行して、一般に法律解釈学または（狭義の）法律学とよばれる学問の中には、種々の分科が包含されているのであり、それらの各者は、いずれも特有の発達の歴史を有するばかりでなく、その対象およびその方法について見ても、それぞれある程度の特殊性と独立性とをそなえている。だから、「哲学と法律学との交渉」の問題も、当然にこれらの法律学の諸分科の各者について、それぞれ特有の仕方で提起され、考察されるべきはずである。たとえば、「哲学と刑法学との交渉」の問題と「哲学と国際法学との交渉」の問題とは、著しく問題内容を異にするのであり、またたとえば、「哲学と民法学との交渉」の問題と「哲学と憲法学との交渉」の問題とを一様の仕方で取扱うことは、そのいづ

法哲学の意義と課題

一 法哲学について

— 法哲学とは何か —

(1) 「哲学」という語が、「フィロソフィー」という語の訳語として用いられてゐるのと照應して、「法哲学」という語は、英語の *philosophy of law*, *legal philosophy* や、フランス語の *philosophie du droit*, *philosophie juridique* や、ドイツ語の *Philosophie des Rechts*, *Rechtsphilosophie* などに該当するものとして用いられてゐる。「法哲学」のほかに、「法理学」、「法律哲学」などの用語もおなじなわれてゐる。これらの用語はそれぞれいくつかちがつたニュアンスをもつてゐるけれど、つまりは同義語にはかならない。明治十四年に東京大学の学科課程の中に「法理学」という語が採用されて以来、この語は明治期、大正期および昭和期を通じて公用語となつてゐたが、大正末期から学問上の用語としては、これとならんで「法律哲学」という語がかなり一般的にもちいられるようになつた。こんどの終戦後における大学制度の改革とともに、「法哲学」という語が公用語として採用される」ととなつたが、「法理学」という語もやはり公用語としてもちいられている。なお学問上の用語としては、はじめに述べたように、上記の三つの語が引き続きもちいられている。

(2) その名称からして直ちに察知されるように、法哲学は法に関する、または法を主題とする哲学である。よりくわしく言えば、それは法に関する哲学的思惟およびその成果である。

遠い古代の文明諸国、すなわち中国、インド、バビロニア、ユダヤなどの諸国においても、法に関するいろいろの哲学的思想が既にあらわれた。しかしながら、法に関する哲学的思惟が古代に発生して以来、社会の歴史的発展につれてそれからそれへと成長を続けて、近代に及び、近代の社会生活に対して深大な影響をあたえるとともに、哲学の特殊部門としての法哲学の成立にまでみちびいたのは、西洋における法哲学的思惟のみに

特有な歴史的事態である。

しかも、右に一言したように、西洋においても、法に関する哲学的思惟の成果がある程度に独立の学問的形態と体系的内容をそなえて、哲学の一部門として存立するようになったのは、近代に至つてからである。それ以前の諸時代においては、さまざまの立場に立つ多くの哲学者たちによつて、多様の内容をもつ法哲学的思想がうみ出されたとはいうものの、哲学の一部門としての法哲学が存在していなかったわけではない。だが、それにもかかわらず、法哲学の歴史は古代ギリシアにはじまると云うようにみとめられ、現代の法哲学はギリシア以来の法哲学の歴史的伝統をもつてゐると考えられている。

右に述べたところからおのづと知られるように、「法哲学」という語は、広義においては、法に関する哲学的思惟およびその成果を一般的に意味し、狭義においては、法に関する哲学的思惟およびその成果が、哲学の一部門をかたちづくるに至つたものを意味するのである。

(三) 「法哲学とは何か」ということについて、「法哲学は法を対象とする哲学的考察およびその成果である」という名目的定義 (nominal definition) をあたえたのであるが、この命題の意味するところを明らかにするためには、一方では、哲学的考察の本領の何たるかを知ることを要すると同時に、他方では、この命題においていわゆる「法」とは何を指すかということ、すなわち「法とは何か」の問題に対する妥当な解答があたえられねばならぬはずである。哲学的考察の本領については、最後の章で問題としたいとおもうのであるが、――第二の問題、すなわち「法とは何か」の問題は、それ自身法哲学が考察し、究明しなければならぬ問題の一つである。しかも、この問題に対しても、さまざまの異なる傾向に属する法哲学者たちが、さまざまの異なるしかたで解答をあたえている。それで、ここではこの問題に深く立ち入ることをせず、ただ、哲学の一部門としての法哲学の特色を明らかにするために必要な最小限度においてこの問題にふれることとしたいたい。

二 法哲学と自然法理論

(1) いわゆる「実定法」または「実証法」(positive law [英] droit positif [仏] Positives Recht [独])とは、立法作用、判例、慣習などのような、経験的に観察しえられる社会的事実にもとづいて成立し、かつ既成の社会生活の諸様式を保持しようとする人間の習性、そのような諸様式を尊重する人間の規範意識、そのような諸様式を存続させるために行われる種々の有効な制裁または強制、等々というような、やはり経験的に観察しえられる社会的事実によって制約されながら存立するところの、人間の社会生活の規範を意味する。したがって、実定法の特色は、その発生または成立のしかたも、その存立または存続のすがたも、その内容も、経験的観察により実証的に認識しえられる規範である点に見出される。

いわゆる「自然法」(natural law, law of nature [英] droit naturel, droit de la nature [仏] Naturrecht [独])とは、人為にもとづくことなく、それ自身として存立し、妥当するといひもの、人間の社会生活の規範を意味する。かような規範が何を基礎として存立し、妥当するかについては、いろいろの見解が古くからわかれている。自己の生存の維持のために努力する人間の本能的傾向とか、自己の利益を追求しようとする人間の本性とかというように、人間の行動のしかたについて観察しえられる経験的事実をもって、自然法の存立の基礎たるものとみとめる見解もあるけれど、多くの見解は、宇宙のあらゆる事物または現象を規律し、秩序づける神の理性または意志、宇宙にあまねく内在する理性的な心靈、神によつて賦与された人間の生有的・合目的的傾向性、人間の生有する、正しい超個人的理性、人間の社会生活の諸事象の内含する本性、等々というような、経験的観察を超えた思弁によつてのみ把握しえられるものをもつて、自然法の存立の基礎たるものとみとめる。

古代ローマにおいて成長しはじめてから以後、近代初期にいたるまで、いつの時代においても法解釈学は自然法の存立を肯定する思想の影響をさまざまのしかたで受けて來たのであつたけれど、しかし、その本来の課題を成していたのは、常に実定法の内容の認識ということであった。他方では、古代ギリシアにおいて前六

法的世界と法の世界観

一 世界観の一種としての法的世界観について

世界の真相を徹底的に究明することは哲学的考察一般にとっての根本課題であるとすれば、哲学的考察の一方たる法理学的考察もまた、そのような根本課題の解決のために努力しなければならぬはずであるが、法理学的考察は、特に法に関する哲学的考察たることを本領とするものである点から考えて、右のような課題も特殊なかたちにおいてそれにあたえられ、かつ特殊な仕方でそれによって解決されることが要請される、と言うべきであろう。言いかえると、一方では、法の観点から世界を考察するとともに、他方では、世界の観点から法を考察することによって、法理学的考察は「世界の真相を徹底的に究明する」という、哲学的考察一般にあたえられた根本課題の解決に向かって、独自の仕方で寄与すべき地位に立つ、というように考えられるであらう。

言うまでもなく、人間は世界の中に存在を託し、世界の提供するさまざまの条件に倚存しながら生をいとなむのであるから、我々が究明しようと欲する世界の真相は、必然に人間にとつての世界が我々に対しても提示する真相たらざるをえない。^{*1} そして、人間にとっては、生きるとは他の諸々の人間と社会的交渉をたもちながら生きること、別言すれば、社会の中に生きることを意味するのであるから、人間にとつての世界の真相を究明するとは、社会をかたちづくりつつ存在する人間にとっての世界の真相を究明することを意味するのでなければならぬ。

「世界の真相の究明」という哲学的考察の根本課題は、人間にとつての世界を問題とし、その真実のすがたを認識することでなければならぬ、と考えられるのは、元来、哲学的思惟は人間が自己の何たるかを見きわめようとする努力、すなわち人間の自覚のための努力たる意義をもつことに由來するものに他ならない。^{*2} 世界の

内面に見出される一切の多様なる存在者の中で、ひとり人間のみが、己れみずからの存在および活動について自覚を有することは、恐らく疑いを容れない事柄であり、哲学的思索の主要動機の一つは、人間がかかる他に比類のない自覚的存在者としての自分自身の本質をふかく洞察し、これによつて自覚的存在者としての本領を一層よく發揮せんとする欲求において見出される次第である。ところで、人間が何事かの成就を目ざして懸命の努力を続けるにあたつては、いわば不動の磐石のうえに立つて活動しつあるかの感じをいただき、何らかの事情のために重大な生活の危機がさし迫つてきた場合には、あらゆる存在者を呑み尽くす死の深淵に臨んで立つてゐるかとすら感ずるのであるが、いずれにせよ人間は世界において存在し、人間の存在と活動とは世界の全形相の一部分をかたちづくるのであるから、人間が哲学的思索を通して自己みずからの本質を洞察しようとするにあたつては、必ずや他の一切の存在者とともに人間を包容しながら存立し、展開する世界の全形相に向かつて関心をもち、かかるものとしての世界の真相を見きわめることに努めなければならぬはずである。しかも、人間はたがいに孤立して存在するわけではなく、他の諸々の人間とともにさまざまの社会集団をかたちづくりながら存在するものである以上、人間の存在を包容する世界は、同時に社会集団の存在を包容する世界たるのであり、人間が社会的存在者としての己れみずからの本質を洞察するうえから見ても、世界の真相を究明せんとする志向をかたく把持せざるをえないであろう。

翻つて見るに、人間が人間らしい生活をいとなむに至つて以来、別言すれば、人間の社会生活にともなつて多少とも見るに値する文化があらわれるに至つて以来、人間の社会的存在は、常にかつ何處でも法による規律をともなつてゐることが知られている。^{*3}だから、このような根本的事態を顧慮することなくして人間の社会的存在の真相を把握することは、到底不可能たらざるをえず、したがつて、法の本質の究明のために努めることは、人間の社会的存在の何たるかを究明する努力の一方向たる意義をもつのである。しかも、他面から見れば、法の本質の何たるかを深く理解しうるためには、世界における人間の社会的存在の真相を究明せんとするより、

普遍的な考察の立場と十分に緊密な連繋をたもつことを念とせねばならぬわけであつて、法の観点から世界を考察し、世界の観点から法を考察するという場合においても、「世界」は何よりもまず人間の社会的存在を包容するところのものを意味するのでなければならぬ。

世界の真相の把握に向けられた哲学的思索の成果は「哲学的世界觀」(philosophische Weltanschauung)とよばれるのであるが^{*4}、ひとえに自然の世界に向けられた哲学的考察の所産たる世界觀はおそらく哲学的世界觀としては未完成の形態のものであり、眞の意味における哲学的世界觀は人間の社会的存在を包含するものとしての世界の真相をつたえるものでなければならぬ^{*5}。そこで、右に挙示した法理学的考察に対する一要請は、「法の本質を深く理解するためには、哲学的世界觀の立場との緊密な連繋をたもつことを要する」というように言いあらわしうるはずであるが、かような要請にしたがつてなされた法理学的考察は、学問的立場からする「法的世界觀」(rechtliche Weltanschauung)の構成にみちびくべきものと考えうるであろう^{*6}。

哲学的世界觀の対象たる世界は、根本において人間にとつての世界たる性格を有し、したがつてまた何よりもまず人間の社会的存在を包含する世界たる性格をあらわすものであるとして、——かような根本性格をそなえる世界を法の観点から考察するときは、世界は法に対して交渉を有するかぎりにおいて視野にあらわれきたりはずである。そひで、」のように法に対してもう一つとしての世界、とりわけ法のはたらきによつて影響をうけるかぎりにおいての世界を概念し、これを「法の世界」もしくは「法的世界」と呼ぶときは、「法の観点から世界を考察し、世界の観点から法を考察する」というのは、世界の全面的な広がりの中に、ここに規定したような意味における法の世界の存立を觀取し、かかる法の世界の一成分として法を考察することを意味するものに他ならぬこととなるわけである。そして、「法の観点から世界を考察し、世界の観点から法を考察すべきである」という法理学にあたえられた根本課題は、「法的世界の真相を徹底的に究明し、学問的に精練された法的世界觀を確立すべきである」というように言いあらわすことができるであろう。

二 法理学の根本課題としての法的世界觀の確立

学問的立場からする法的世界觀の確立を法理学的考察にあたえられた根本課題としてみとめることは、現代の法理学者が一般的に賛意を表するところであるとは言いがたく、かつそれには相当重大な理由の存することであるから、法的世界觀を学問的立場から確立することは真に法理学にあたえられる根本課題たるものであるか否かについて、十分に慎重な考察を加えなければならぬ。元来、哲学的考察は一般にいかなる本質を有するものであるかということについての見解の異なるにしたがって、法理学的考察に課せられた主要問題の何たるかに関する法理学者の意見も必ずしも一致しえないわけであるが、法の本質の問題、法の存立根拠の問題、法の目的の問題、等々をもつて法理学的考察の主要問題とみとめることは、多くの法理学者において共通に見出される態度である。

前に述べた意味における法的世界觀の構成をもつて法理学的考察にあたえられた根本課題たるものと見るのは、ここに挙示したような諸問題を真に正しい仕方で解決し能うためには、それらの問題の考察が法的世界觀の問題との緊密な連関においてなされることが必要であり、究極においては、学問的に確立された一定の法的世界觀から出発することによってのみ、それらの問題において問われている事柄の徹底的研究は可能とされる、と思惟するからに他ならない。しかしながら、法理学者の中には、前にあげたような諸問題の妥当な解決は、法的世界觀の問題の考察を離れ企及しえられる、否、むしろ何らかの法的世界觀を前提せぬ立場をとることによつてのみ企及しえられる、というように主張する人々がすくなくないのであって、彼らにとつては、法的世界觀の確立が法理学的思索に課せられた根本要請であるとなすとき見解は、もとより全く肯定し難いところである。しかも、このような態度をとる人々が前にあげたような諸問題を考察したうえで提示せる学説を實際

や 行

唯物史観 33, 116, 125, 206, 218, 225, 236
ユスティニアヌス法典 109, 182, 185, 195, 227

ら 行

ラートブルッフ 300
ラスキー 229
ラレンツ 301
倫理的自由 60–62, 208
ルソー 29, 42, 144, 197, 213, 257
ルター 43, 50–53, 56, 60, 63, 64
歴史法学 112, 171, 203, 213, 214, 218–220, 223–226, 228, 297, 306
労働者 32, 34, 91, 190, 191, 260
ローマ法 19, 112, 142, 143, 147–150, 170, 171, 173–177, 181–185, 188–190, 201, 204,
206, 208, 209, 212, 219, 220, 222, 223, 227, 228, 262, 309
ロック 42, 78, 144, 228

は 行

- パウンド 229, 301
反合理主義 222 →合理主義
万民法 112, 173, 176–178, 221
非合理主義 108, 110, 173–175, 179, 181, 218, 219, 223, 295 →合理主義
非合理的精神 99, 101
被支配階級 17, 98, 99, 116, 265, 266, 269
ヒューマニズム 10–14, 16, 18, 20–35, 78, 86, 114
ビンダー 301
フィヒテ 205, 213, 237
プフタ 112, 213, 215
プラグマチズム 229, 301
プラトン 44, 46, 47, 64, 94, 105, 106, 108, 175, 267, 270, 294
ブルジョアジー 20, 21, 31, 32, 85, 86, 143, 186, 187, 189, 192, 198, 212
分析法学 171, 224, 228, 297
ヘーゲル 69, 113, 154, 205–209, 211, 213, 218, 223, 225, 227, 229, 236, 237, 250, 251,
257, 272, 296, 297, 301
ベンタム 28, 228, 229
法解釈学 234, 236, 238–240, 249, 261, 275, 276, 281 →法律解釈学
法規範 66, 136, 137, 146, 152, 156, 157, 243, 245–248, 250, 259, 308 →法的規範
法源 196, 214, 215, 218, 220, 223, 226, 228, 280, 295, 297
法実証主義 299 →法律実証主義 法的実証主義
法的規範 70, 75, 95, 96, 100, 118, 166, 167, 183, 189, 190, 220 →法規範
法的実証主義 297–299, 310 →法実証主義 法律実証主義
法的自由 40, 41, 53, 60–63, 112
法的人格者 88, 138–140, 147, 151–153, 157, 190, 191, 216
法の精神 112, 203, 219, 291, 309
法律解釈学 162, 164, 167, 170, 171, 177, 183, 184, 189, 196, 198, 199, 202, 221, 222, 225,
229, 291, 297 →法解釈学
法律実証主義 168, 197–201, 206, 219, 223, 226, 227 →法実証主義 法的実証主義
ホップス 78, 144, 228

ま 行

- マルキシズム 33, 87, 116, 206, 226, 230, 298
マルクス主義 33
民主主義 17, 22–24, 27, 29–31, 33, 34, 78–80, 83, 85, 86, 114, 115, 117, 130, 144, 174,
187, 194, 202, 207, 228
民族精神 112, 149, 215, 217–220, 223, 297, 309
無産階級 32, 116, 225, 266
メーン 111, 112, 228
モンテスキュー 29, 196, 203, 219

- 社会規範 74–76, 104, 105, 107, 118, 187, 200, 243, 244, 250, 252, 259
 社会主義 31–33, 86, 87, 116, 145, 195, 206
 社会連帯 104, 257, 301
 自由主義 21, 23, 24, 27, 29, 31, 77, 79, 83, 85, 86, 114, 115, 144, 186–188, 194, 222,
 228
 習俗規範 123, 243, 259
 自由平等 25, 31, 32, 114, 191
 自由法学 177, 220, 226
 シュタムラー 301, 310
 主知主義 112, 173, 180, 192, 199, 221, 224, 228
 純粹法学 226, 249, 276, 299
 神学 42–44, 46, 49, 50, 53, 59, 60, 64, 110, 143, 181, 182, 184, 185, 187, 189, 195, 198,
 222, 227, 295
 新カント学派 296, 298, 299, 301
 新カント派 226, 227
 人権宣言 21, 25, 26, 38, 62, 65, 144, 146, 192, 222
 新ヘーゲル学派 301
 スコラ学 43, 47, 113, 143, 183–185, 199, 201, 222, 228
 スコラ哲学 55, 110, 115, 180, 183, 186, 199–201, 206, 212, 295
 ストア 43, 46, 59, 60, 77, 108–110, 142, 176, 178, 267, 270, 294, 295
 世界国家 72, 88, 109, 131, 176, 270, 294
 世界市民 59, 178, 211, 213, 267
 世界社会 71, 72, 74, 77, 82–84, 117, 129–131, 171
 世界主義 27, 34, 71, 78, 109, 176, 178
 世界戦争 28, 82–84, 87, 88 →第一次世界戦争／大戦 第二次世界戦争
 世界法 128, 129, 131, 301

た 行

- 第一次世界戦争 33, 72, 82–84, 86, 87, 129, 130, 145 →世界戦争
 第一次世界大戦 82
 第二次世界戦争 33, 72, 83, 84, 87, 130 →世界戦争
 中世法 174, 175, 190, 240
 超個人主義 23, 76, 207
 デュギー 204, 257, 301, 308
 デュルケーム 249–251, 301
 道徳規範 58, 123, 153, 243, 244, 252, 259, 308
 道徳的規範 75, 118, 119, 244
 トマス・アクィナス 43, 47–51, 53, 54, 59, 63, 64, 110, 180, 226, 301
 奴隸 17, 18, 20, 28, 32, 45, 59, 60, 108, 114, 139, 153, 179, 221, 266, 267, 270

な 行

- 日本国憲法 39, 63, 65, 146

- 功利主義 92, 218, 228, 229, 253
 合理主義 108–110, 145, 173–175, 178–180, 182, 188, 190–192, 199, 213, 218, 221, 224, 294, 295, 297 → 反合理主義 非合理主義
 功利的精神 91, 92, 95, 102, 252, 253, 255, 258
 合理的精神 85, 93, 95, 99, 101, 255
 國際社會 80, 82, 128–130, 146, 269, 270, 282
 國際政治 80–86, 88, 89, 117, 129–131
 國際法 27, 28, 34, 79–81, 85, 88, 127–129, 135, 137, 140, 146, 147, 162, 171, 190, 191, 211, 269, 270, 277, 278, 282, 308
 國際法学 135, 146, 162, 171, 193, 212, 224, 226, 238
 國際連合 34, 38, 39, 42, 87–89, 130, 131, 270
 國際連盟 42, 82, 83, 87–89, 129, 130
 国連憲章 38, 39, 41, 42, 63, 65, 66
 個人主義 23, 77, 78, 86, 112, 113, 115, 143, 145, 156, 176, 186, 188, 189, 191, 207, 209, 212, 213, 222–224, 228, 229
 古代法 111, 240, 261
 国家権力 17, 21, 22, 40, 60, 76, 98–100, 101, 108, 116, 142–144, 179, 188, 189

さ 行

- 罪刑法定主義 26, 30, 193
 サヴィニー 112, 147–149, 151, 204, 208, 212, 213, 215–217, 219, 220, 228, 296, 297, 306, 309
 ジェームス 229
 シーンフェルト 301
 シーリング 205, 213–216, 219, 225, 237
 自然科学 24, 55, 74, 85, 91, 185, 186, 188, 222, 241, 246, 250
 自然権 62, 65, 66, 142–146, 153, 188
 自然法 24, 54, 62, 78, 109, 110, 114, 115, 126, 141–146, 152–154, 172, 175–178, 180, 181, 183, 184, 186–189, 191, 192, 197, 199, 201–203, 206, 213, 214, 219, 221, 222, 226, 234–237, 249, 267, 277, 279, 292–297, 310
 自然法学 24, 31, 115, 127, 172, 186–189, 192–194, 196–204, 207, 209, 211–214, 216, 218–220, 222, 225, 226, 228, 237, 277, 295, 296, 298, 300, 301
 自然法則 55, 56, 59, 91, 126, 246, 247
 実定法 38, 62–65, 69, 78, 105, 126, 128, 135–137, 139, 141, 142, 144, 145, 153, 180, 181, 188, 198, 201, 214, 217, 219, 234–236, 245, 248, 267, 268, 274, 277, 291–293, 295–298
 (実定)法 248, 249, 278
 支配階級 17, 18, 98, 99, 116, 169, 181, 206, 221, 225, 226, 265, 266, 269
 私法学 160, 161, 170, 193, 208, 212, 224, 238
 資本家 32, 190, 191
 資本主義 13, 20–23, 25, 32, 33, 40, 78, 82, 84–86, 96, 113, 115, 116, 126, 143, 149, 170, 171, 176, 187–189, 192, 195, 199, 202, 204, 207–212, 220, 222, 224, 226, 239, 240, 261, 270
 市民階級 22, 31, 32, 78, 181, 198, 200, 210

索引

あ 行

- アウグスティヌス 43–49, 54, 56, 59, 63, 64, 179, 180
アリストテレス 45, 47, 59, 68, 94, 105–110, 114, 143, 175, 200, 267, 270, 294
イエーリング 196, 204, 218, 309
一般法学 162, 205, 229, 297
ヴィーン学派 226, 300
ヴィーン法学派 299, 310
オースチン 224, 228

か 行

- 概念法学 177, 185, 194–196, 198, 204, 205, 220, 223, 276
カトリシズム 44, 47, 49, 54
カトリック 12, 18, 22, 43, 47, 50, 51, 53, 59, 80, 110, 113, 174, 180, 181, 200–222, 226, 295, 301
カント 42, 53–58, 60, 64, 65, 154, 205, 207–213, 218, 223, 224, 229, 237, 248, 250, 257
ギールケ 112, 147–151, 160, 204, 208, 219
キクロ 109, 175, 294
規範意識 93, 234, 243, 261, 264, 265
教会法 18, 20, 114, 143, 170, 174, 184, 185, 222
教会法典 182, 185, 227
ギリシア哲学 46, 47, 54, 55, 105, 109, 142, 173, 175, 179, 180, 182, 187, 192, 206, 221, 222, 267
キリスト教 45, 46, 53–55, 59, 60, 62, 64, 66, 77, 79, 80, 110, 143–145, 154, 173–175, 178–181, 184, 199, 200, 221, 244, 295
近代社会 13, 20, 21, 23, 25, 30, 77, 78, 114, 119, 144, 186, 187, 192, 209, 225, 240
近代法 25, 40, 113, 114, 153, 171, 173, 174, 190, 192, 193, 201, 202, 207, 212, 222–225, 240, 252, 261, 262
近代法律学 160, 164, 172, 222, 224, 226, 229
啓蒙時代 30, 31, 145, 175
啓蒙哲学 24, 27, 42, 55, 66, 78–80, 127, 187, 188, 191, 192, 200, 209, 213, 214, 225, 277
ケルゼン 249, 250, 257, 276, 299, 308
ゲルマン法 112, 147–150, 174, 208, 219, 227, 228
原始法 15, 75, 76, 104, 105, 240, 258–262, 264–266, 268, 269
公法学 160, 161, 189, 193, 222, 224, 226, 227, 229, 238, 257